

令和3年7月 河北町農業委員会総会（第7回）

令和3年7月26日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に召集した。

◎ 出席委員氏名（11名）

1番	高橋 清	委員	2番	逸見 三和子	委員	3番	今田 好行	委員
4番	奥山 ちか子	委員	5番	岡崎 学	委員	6番	関 紀子	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	原田 康雄	委員	9番	奥山 喜幸	委員
			11番	齋藤 仁	委員	12番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（1名）

10番 後藤 慶治 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長  
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和3年7月26日（月曜日）午後2時00分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議第28号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議第29号 農地法第5条の規定による許可申請書について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 増川事務局長

時間になりましたので、只今から、令和3年8月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。後藤委員が体調不良で欠席とのこと。では、新型コロナワクチン接種進んでますけども、後ほど議題になると思いますので、若干説明させていただきたいと

思います。今現在、河北町では65歳以上の接種を行っているところですけど、7月25日今日で2回目の接種まで終わすとのことです。65歳以上の接種希望者85%だそうです。27日、28日はキャンセルや都合悪かった方の接種を行い、65歳以上の方は7月末までに終了となります。8月7日から64歳以下の方に接種をして行くということで、申込者630人だそうです。申し込み率が70.1%になっているとのことです。既にもう打っている方もいるので、職域、大規模接種会場で受けている方もいるそうで、最終的にどのくらいになるかまだわからに状況です。10月下旬までには日本全体でしょうけども、接種が終わる予定とのことです。概略だけ説明させていただきました。なお、本日山形県内では新型コロナの確認者はいなかったとのことですが、7月日、21日と村山市、寒河江市、大江町各地で確認されていますので参考まで。それでは会長あいさつをお願いします。

○ 堀米会長

皆さんどうもご苦労様です。毎日暑い中、農作業からコロナ対策の生活の対応大変だと思いますけども、ひとつ、身体には気を付けて農作業並びに農業委員会の活動にあたっていただきたいと思います。

台風の方も明日夜から明後日あたり雨が降るような予報でもあります。昨年のような災害にだけはならないで欲しいと願うだけなんですけど、雨対策ということで、皆さんも十分な対応をお願いしたいと思います。まあ、被害が出てしまったら昨年のように対応してもらわなくちゃいけないわけなんですけど、その時はその時で。まずは被害の出るような雨でないことを祈ります。

そうした中で、暑さからか体調不良で欠席の方もいらっしゃいます。出来るだけ短期間で終わらせたいと思いますのでみなさんのご協力をお願いしたいと思います。皆さんご苦労様です。

○ 増川事務局長

ありがとうございます。

では会長に座長になっていただいて次第に基づきまして、進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名ですが、6番 関委員、7番 堀委員に、よろしくお願いたします。

それでは日程第2議案の審議に進みたいと思います。報第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いたします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座ったままで失礼させていただきます。

きます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号36番です。所在地 大字溝延字舟戸下（フナドシタ）●●●●●、畑、477㎡1筆です。所有者 ●●●●●さんが●●●●●年●●月●●日に亡くなっており、子の●●●●●さんが相続したものです。と、取得後も自作しているとのことです。

続きまして、申請番号37番です。所在地 大字溝延字松木壇（マツキダン）●●●●●、田、ほか1筆で計1,050㎡です。所有者 ●●●●●さんが●●●●●年●●月●●日に亡くなり、●●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号38番です。所在地 西里字下楨（シモマキ）●●●●●、ほか1筆で計10,813㎡になります。所有者 ●●●●●さんが●●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と、●●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、2ページ、申請番号39番です。所在地 谷地字下野（シタノ）●●●●●、畑、ほか8筆で計6,168㎡になります。所有者 ●●●●●さんが●●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と、●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

以上4件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ただ今、相続について事務局から説明がありました。皆さんから質問ありましたら。

はい、ないようです。では、異議なしということでこのまま進めていただきたいと思います。

続きまして、議第28号 農地法第3条の規定による許可申請書について、申し上げます。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の3ページをご覧ください。議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号30番、所有権の移転です。所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●●、樹園地、ほか3筆で計3,920㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さ

んです。理由につきましては労力不足のためとのことでした。

申請番号31番、所有権の移転です。所在地 谷地字下釜（シタガマ）●●●●、畑、ほか2筆で計4,910㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては労力不足のためとのことでした。

以上2件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

以上2件の売買についての許可ということでした。これに関して現地確認していると思いますので報告をお願いします。はい、高橋委員。

○ 高橋委員

先日23日に堀委員と一緒に30番の大字吉田字馬場現地確認してきました。ここ作ってくれるというのは非常にありがたいんですけども、購入者が●●●●の社長なんですね。●●●●も農業部門はあるのでしょうか、農業法人格を持っているのか、この後どうするとかの届け出はあったのでしょうか。

○ 事務局（奥山）

事務局からなんですが、初め●●●●として購入できないかとの相談もありましたが、農地所有適格法人ではないため、売買は出来ませんでした。それで、社長個人での売買で引き受けるということで、今回の申請となりました。

○ 議長（会長）

はい、ということで、●●●●さんは、れっきとして農業者ですので、会社ではなく個人としての取引だということでした。

はい、そのほか。31番。

○ 原田委員

はい、31番見てきました。去年まで荒廃農地で、草刈りも1回なっただけのようでした。これから農用地として使用してくれればいいんですけども、残土処理などに使用されないで耕作してくれればありがたいと思いました。

○ 奥山委員

いいですか。私の畑この向かいなんです。残土を投げておくようなことになって、今葦原みたいになって、1年に1回くらい刈るんですね。その買った人というのが、阿部牧場さんということで、何に使うのか、きれいにしてくれればありがたいんですけど。桃でも植えるのか、何か届け出あるんでしょうかね。

- 事務局（奥山）  
事務局の方に届け出あった時には、●●●●さん廃業なさったのですが、親戚で牧場持っているということで、牧草を植えるということでした。●●●●については荒廃農地となっていたのですが、現状を見て、そのまま引き受けるということになったようです。
- 議長（会長）  
ちなみに、売り主の●●●●さんというのは。
- 今田委員  
●●●●です。
- 奥山委員  
焼き鳥屋の。残土置いてたんだよね。今葦原だけど。まだ一山くらいある。
- 議長（会長）  
残土捨ては農地にして悪いんだよね。
- 堀委員  
農地さ残土入れたとか、土盛って駐車場したなんていうのは、農業委員としては農業委員会さ報告さんなねなだか。本人さ直接言っていないんだか。もしそのような場合は。
- 事務局（奥山）  
もちろん、そのような事実が確認されたのであれば、事務局に報告していただいて、本人がわかるのであれば、直接指導していただいてもいいんですけども。事務局からは指導文書を送ることになります。
- 議長（会長）  
場所よくわからないが、処理場の近くなのかな。
- 奥山委員  
そこに行く手前で、トラック1台くらい通れる所で。
- 原田委員  
今までは処理場少しずつ広がってきて、1千万くらいでも売れてたんだ。あと何十年経つとここまで来るかわからないけども。

○ 増川事務局長

補足させていただきます。ここはずっと耕作放棄地になっていた所だと思います。山王から処理場に行く所を脇道に入った所です。残土入れたりするのは、農地改良届がないので、農業委員会で組織的に対応する必要あると思いますので、見つけた場合は事務局に教えてください。

あと、●●●●は近くで酪農してたんですが、牧場辞めて、牛舎が残っている状態なんですけども、今度そこに肉牛を親戚の方が、山形市の方なんですけども飼う予定ということです。まもなくその牧場で肉牛を飼うことになると思います。

○ 議長（会長）

それで牧草植えるということか。はい、それでは説明あった2件の売買について、皆さんから質問等ありませんか。ないようですので賛成の方の挙手を願います。はい、全員賛成ですので許可いたします。

続きまして、議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の4ページになります。議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号13番、所有権の移転です。所在地 谷地字真木（マキ）●●●●、畑、450㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、住環境の良い申請地を、宅地として分譲するための宅地造成を計画するものです。

皆さんのお手元の資料の5ページが案内図です。6ページが字切図で7ページ、8ページが土地利用の計画図となっております。

この申請地は工業団地に近く、都市計画区域の用途区域内にあるため、許可基準を満たしております。

以上1件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今説明ありました。これに関して、はい原田委員。

○ 原田委員

この土地は田んぼになってますけども、水も行ってませんし、周りほとんどが宅地の状態ですので、問題ないと思います。隣も今住宅建ててる途中で、あそこは前に除外なっていたんだべな。

○ 議長（会長）

はい、原田委員から住宅としては快適な土地だろうとの報告がありましたが、この件について何かありますか。はい、今田委員。

○ 今田委員

この●●●●●というの雑種地となっているけど、雑種地というのはどういう状態なんでしょうか。今申請している同じ会社が住宅建設中ですけども。

○ 事務局（奥山）

はい、雑種地というのは宅地扱いなんですけども、建物ない状態の時に雑種地としています。●●●●●については、同じく●●●●●さんの所有で、いきさつについては確認していませんが、令和2年に雑種地に地目変更されていまして。今は建物がないのでわかりませんでした。以前宅地化されていたのだと思います。

○ 議長（会長）

雑種地の問題だから農業委員会では関係ないんですけども。そうならいたんだろうということです。

それでは、売買転用の件について、賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員賛成ということで許可いたします。

以上で総会の方は閉会いたします。

午後2時25分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月26日

河北町農業委員会総会議長

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---